相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町五五七番地、最後の住所京都市東山区新門前通大和大路東入西之町二〇九番地
被相続人　亡　岩田　嘉之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
京都市中京区河原町二条南西角一之船入町三六六番地　河原町二条ビル四階
相続財産管理人　弁護士　小松　琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字蛭子一〇八七番地、最後の住所京都市山科区竹鼻四丁野町二三番地一七　第一若葉荘三号室
被相続人　亡　汐見　龍彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
京都府宮津市鶴賀二〇五四番地一宮津商工会議所二階
相続財産管理人　弁護士　後藤　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市中央二丁目五三三番地、最後の住所大阪府枚方市牧野北町八番一―三〇二号
被相続人　亡　岩辺　雅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目五番、最後の住所堺市堺区甲斐町東三丁一番一三―六一〇号
被相続人　亡　岡田　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市藤白台一丁目一番、最後の住所大阪府吹田市藤白台一丁目一番五―一〇六号
被相続人　亡　髙井　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町虫明三一三三番地、最後の住所大阪府堺市東区南野田三三番地　特別養護老人ホームハーモニー
被相続人　亡　森　妙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市北八木町一丁目一五四番地一、最後の住所奈良県橿原市北八木町一丁目四番八号
被相続人　亡　豊原　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
奈良県橿原市八木町一丁目六番二三号大和信用金庫八木支店ビル四階
相続財産管理人　弁護士　松岡　康毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
本籍和歌山県新宮市池田一丁目三番地二四、最後の住所三重県南牟婁郡御浜町大字上市木三一七六番地三
被相続人　亡　井上　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
和歌山県新宮市緑ケ丘一丁目一番四〇号貴志ビル三階弁護士法人あしたば新宮事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町大君八九六番地、最後の住所広島県江田島市大柿町大君三二〇七番地六
被相続人　亡　石橋　久志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一　相続財産管理人　室　伸征

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市黒瀬町津江四五〇四番地三、最後の住所広島県東広島市黒瀬町津江四一八九番地二
被相続人　亡　西川　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
事務所広島県呉市焼山中央一丁目一三番六号　相続財産管理人　司法書士　遠藤　學

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市吉田町浅川一六三番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加賀城マキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
愛媛県宇和島市佐伯町二丁目三番二九号
相続財産管理人　弁護士　増田　吉利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡いの町一七〇一番地、最後の住所高知市横浜西町五二番一三号
被相続人　亡　濵田　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
高知市桜馬場一〇番三号
相続財産管理人　伊野部晋利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市城一丁目六九五番地、最後の住所沖縄県名護市城一丁目二二番九号
被相続人　亡　宮里　重正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月三日
沖縄県名護市宮里三丁目六番一六号　ラ・カサ屋嘉一〇二
相続財産管理人　中空　潤也

第33期決算公告　平成27年2月3日

札幌市厚別区厚別南一丁目18番1号
株式会社土屋ホームトピア
代表取締役　菊地　英也

貸借対照表の要旨（平成26年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	838,354
	固定資産	923,171
	合計	1,761,526
負債及び純資産の部	流動負債	1,210,378
	固定負債	213,838
	株主資本	337,310
	資本金	200,000
	資本剰余金	14,917
	その他資本剰余金	14,917
	利益剰余金	122,392
	利益準備金	30,949
	その他利益剰余金	91,443
	（うち当期純利益）	（47,402）
	合計	1,761,526